

監査委員告示第 8 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第4項及び志摩市監査基準第3条第1項第1号、第2項の規定により実施した、令和5年度定期監査の結果(後期)に基づく措置状況調査表を公表します。

令和 6年 5 月 8日

志摩市監査委員 中 島 郁 弘

志摩市監査委員 下 村 卓 也

令和5年度定期監査結果(後期)に基づく措置状況調査表

1. 公表事項

令和5年度定期監査結果(後期)に基づき取り組んだ状況(講じた措置)の措置状況調査表

2. 公表内容

地方自治法(昭和22年法律第67号)199条第1項、第4項及び志摩市監査基準第3条第1項第1号、第2項の規定に基づき、令和5年度に実施した定期監査について、市長等からその結果について取り組んだ状況(講じた措置)が通知されたので、その状況を地方自治法第199条第14項及び志摩市監査基準第19条第1項の規定により、監査区分別、措置区分別に集計した措置状況調査表を公表します。

3. 取組みの状況(講じた措置)

令和5年度定期監査結果(後期)に基づき、監査委員が指摘した件数は8件で、「措置済み」は4件(50.0%)となっています。

指摘した件を監査区分別でみると、注意事項7件、意見1件となっています。また、措置区分別でみると、注意事項では「措置済み」3件となっています。

令和5年度定期監査結果(後期)に基づき講じた措置状況調査集計結果

措置区分 監査区分	集計結果		結 果 の 内 訳							
			1(措置済み)		2 (実施中)		3 (検討中)		4 (未措置)	
	結果	構成比	結果	構成比	結果	構成比	結果	構成比	結果	構成比
1 (指摘事項)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2 (注意事項)	7	100.0	3	40.0	4	60.0	0	0.0	0	0.0
3 (検討事項)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
4 (意 見)	1	100.0	1	100.0	0	0.00	0	0.0	0	0.0
計	8	100.0	4	50.0	4	50.0	0	0.0	0	0.0

(監査区分)

- 1) 指摘事項 : ①法令違反
 ②予算の目的に反していると認められるもの
 ③不経済な行為が生じていると認められるもの
 ④事務処理等著しく適切を欠くと認められるもの
- 2) 注意事項 : 「指摘事項」のうち軽微な誤謬等と見受けられるもの
- 3) 検討事項 : 一部の所属だけでは改善、是正または見直しが困難なもので、他の部局等との調整が必要であると認めるもの
- 4) 意 見 : 組織及び運営の合理化、改善化に資するため、意見を述べる必要があると認めるもの

(措置区分)

- 1) 措置済み : すでに改善、是正又は見直しを終えたもの
- 2) 実 施 中 : 引き続き、改善、是正又は見直しを実施中のもの
- 3) 検 討 中 : 現在、改善、是正又は見直しを検討中のもの
- 4) 未 措 置 : 措置がまったくされていないもの